

1. 件名：原子力エネルギー協議会等との面談
2. 日時：令和4年9月15日（木） 16：00～17：45
3. 場所：原子力エネルギー協議会 会議室
4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部原子力規制企画課

金城課長、藤森企画調査官、中崎課長補佐、  
斎藤課長補佐、片桐専門職

原子力エネルギー協議会（A T E N A）

事務局長 他 10 名

電源開発株式会社 原子力事業本部 原子力技術部

主管技師長

東北電力株式会社 原子力本部 原子力部

課長

東京電力 HD 株式会社 原子力安全・統括部 原子力安全グループ

副長

関西電力株式会社 原子力事業本部 原子力安全部門 安全管理グループ マネジャー

九州電力株式会社 原子力発電本部 原子力発電グループ

副長 他 1 名

5. 要旨：

○A T E N A から、令和4年8月18日の面談を踏まえ、安全性向上評価届出書の運用について、資料1に基づき、現行法令の改正は必要なく運用での対応が可能と考える改善として、安全性向上評価届出書第1章の記載に、許認可図書等を抜粋・編集した AsIs 情報を記載する代替として、設置変更許可申請書（完本）等を安全性向上評価届出書に参照先として紐付ける又は届出書に添付する方法の検討状況の説明を受けた。また、資料2に基づき、安全性向上評価届出の届出単位及び頻度の変更について、実用炉規則の改正が必要と考えられること、現在の原子炉ごとの届出から発電所ごとの届出や届出時期の変更を行っても、現行の届出に含まれる情報に漏れはなく、原子炉の最新の情報を届出ることが可能と考えていることについて説明を受けた。また、資料3に基づき、A T E N A 及び事業者として考える、運用改善に向けた検討スケジュールや改善後の運用導入スケジュール案について説明を受けた。

○原子力規制庁から、第1章の記載に設置変更許可申請書等を参照又は添付する方法をとった際に、従来の安全性向上評価届出と比較して情報量が少なくならないか、設置変更許可申請書等は HP 公開等により広く公開されているのか、非公開情報をどのように扱うのか、設置変更許可の更新があった際の履歴の管理をどのように考えるのか等を確認した。また、庁内の関係者と情報共有し、今後の議論の進め方について検討することを伝えた。

○令和4年1月28日の原子力規制庁と九州電力の面談を踏まえ、特定重大事故等対処施設に係る秘密情報等以外の非公開情報の開示（立入を含む。）について、開示先が公務員である

場合、

- ・その公務員が、公務員法上の守秘義務で規定されている「職務」を遂行する必要がある、かつ、その義務を負う職員であること
- ・その公務員が、公務員法上の守秘義務の対象とならない特別職の場合であっても同様に「職務」を遂行する必要がある、かつ、公務員法の守秘義務と同様の内容の秘密保持契約を個別に締結すること

が、必要であるとの認識を共有した。

○A T E N A から、震源を特定せず策定する地震動の見直しへの対応に係る、事業者の概況について説明があった。

○原子力規制庁から、各事業者における工事の発生見通し、各事業者で想定している許可、工事計画などの許認可のスケジュール感などについて、更に整理した情報を把握したいことを伝えた。

○原子力規制庁から資料4に基づき、令和4年8月26日の面談においてA T E N A から説明があった「国内原子力施設における蓄電池の劣化管理」に関する実態調査結果について」について質問した。

○A T E N A より後日回答する旨発言があった。

## 6. 配布資料：

資料1： 安全性向上評価届出の改善・活用について

I-1 安全性向上評価届出の運用改善（届出書第1章の設計情報）

資料2： 安全性向上評価届出の改善・活用について

I-2 安全性向上評価届出の運用改善（届出単位及び頻度）

資料3： 安全性向上評価の運用改善に係る導入スケジュール（案）【関西電力の例】

資料4： 国内原子力施設における蓄電池の劣化に関する質問（その2）

以上